

「学校でいざというときのために」 (各家庭での対応)

	地震警戒宣言発令	大地震発生	風水害など
保護者の動き	<p>① マスコミ報道及びひばり放送等で状況の把握</p> <p>② スクリレ等で対応を確認</p> <p>③ 保護者、または引き取り人による児童の引き取り</p> <p>④ 即刻の引き取りが不可能な場合は、早急の引き取りに努める。</p>	<p>① マスコミ報道及び、ひばり放送等で状況の把握</p> <p>② スクリレ等で対応を確認</p> <p>震度5強以上の地震発生時は、家庭への連絡が伝達されなくとも、自動的に、保護者または引き取り人(防災緊急カードに記入の方)による児童の引き取りとなる。</p> <p>※震度5弱以下の地震でも、被害状況等に応じて引き渡し等の判断となる場合もある。</p> <p>③ 即刻の引き取りが不可能な場合は、早急の引き取りに努める。</p>	<p>① マスコミ報道及びひばり放送等で状況の把握</p> <p>② スクリレ等で対応を確認</p> <p>③ 通学路の被害や、人為的行為による児童への被害等が予想される場合は、保護者または引き取り人による児童の引き取り(スクリレの確認)</p> <p>④ 即刻の引き取りが不可能な場合は、早急の引き取りに努める。</p>
備考	<p>※緊急時の「児童引き取り」は保護者または引き取り人が行う。</p> <p>※即刻児童の引き取りができない場合は、学校にて児童を一時保護する。</p> <p>※在宅中の災害に対する対応は、保護者の判断で行う。</p> <p>※災害対応や不審者情報などは、状況に応じてスクリレを配信する。スクリレが届かない場合でも、状況に応じて見守りや引き取りを行う。</p> <p>※緊急時の引き取りに車を使用することは、厳禁。</p>		